

# 横浜市立港南台第二小学校PTA 規約

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は、横浜市立港南台第二小学校PTA（以下会という）と称し、事務所を横浜市立港南台第二小学校内に置く。

## 第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活の向上を図る。
2. 児童の教育環境をよくする。
3. その他教育の振興に必要なことを行う。

## 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動するもので、他のいかなる個人、または団体の干渉を受けない。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体ならび機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会は、または会の役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校管理・運営や人事に干渉しない。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 横浜市立港南台第二小学校に在籍する児童の保護者。
2. 横浜市立港南台第二小学校の教職員。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 会員は、すべて平等の義務と権利をもつ。

## 第5章 会 計

第8条 この会の活動に要する経費は、会費および他の収入をもって支弁される。

第9条 会費は、月額1世帯当たり400円、教職員1名当たり400円とする。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第13条 この会の役員は、次のとおりとする。

- ・会長……………1名（保護者）
- ・副会長……………2名（保護者）
- ・書記……………3名（保護者2名、教職員1名）
- ・会計……………3名（保護者2名、教職員1名）

第14条 役員は、他の役員・会計監査委員・選挙管理委員を兼ねることはできない。

第15条 役員を選出は以下の通りとする。

1. 役員は、会員の中から総会において選出する。
2. 任期途中で欠員が生じた役員は、運営委員会の選任により補充する。補充役員の任期は、前任者の残存任期とする。

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条 役員はそれぞれの職務を行う。

1. 会長は、この会を代表し、総会および運営委員会を招集するとともに会をまとめる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記は、総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいてこの会の会計を処理し、必要ある都度収支の報告を行い、年度初めの定期総会において、会計監査を経て、決算報告を行う。

## 第7章 会計監査委員

第18条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第19条 会計監査委員の選出方法は、第15条を準用し、細則で定める。任期は第16条を準用する。

第20条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

## 第8章 選挙管理委員会

第21条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

第22条 選挙管理委員会の委員の選出方法は、細則で定める。

第23条 選挙管理委員会は、役員および会計監査委員の候補者を役員ならび会計監査委員選挙に関する日程に準じて、候補者の公募、公示をする。

第24条 選挙管理委員会の委員の氏名は、公示する。

第25条 選挙管理委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第9章 役員および会計監査委員候補推薦委員会

第26条 役員および会計監査委員の候補者を推薦するため、役員、会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という。）を置く。

第27条 推薦委員会の委員の選出方法は、細則で定める。

第28条 推薦委員会は、役員ならび会計監査委員選挙に関する日程に準じて、推薦活動をする。

第29条 推薦委員会の委員の氏名は、公示する。

第30条 推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第10章 総 会

第31条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする。

第32条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度初めと年度末の2回開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催される。
3. 総会は委任状を含め、会員の3分の1以上の出席をもって成立とする。議事は、出席会員の過半数の賛成で決する。
4. 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議案承認書により議決するものとする。この場合において、会員の3分の1以上の議案承認書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。
5. 総会を書面総会、インターネットを利用した形式の総会（オンライン総会）、通常総会とするかは、当該総会毎に運営委員会にて検討・決定する。
6. オンライン総会での決議は、原則として、会員の3分の1以上のオンラインでの提出があった場合に限り有効なものとし、議事はその過半数で決する。

第33条 年度初めの定期総会では、次の事項の議決と承認を行う。

1. 前年度決算報告と活動報告
2. 新年度活動計画および予算案
3. 役員および会計監査委員の選出
4. その他必要事項

第34条 年度末の定期総会では、次の事項の議決と承認を行う。

1. 次年度役員につき選挙管理委員会が公示した候補者の選任または信任
2. その他必要事項

第35条 削除

## 第11章 役 員 会

第36条 役員会は、役員と学校長で構成する。

## 第12章 運営委員会

第37条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 校長
2. 役員
3. 各委員会の委員長および副委員長

第 38 条 運営委員会は、次の職務を行う。

1. 各委員会で立案された活動計画および予算を審議検討し、各委員会の連絡調整を図る。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. その他必要な事項について検討する。

第 39 条 運営委員会は、毎月定例に開く。また、会長が必要と認めたとき、および構成員の 4 分の 1 以上の要求があったとき開く。

第 40 条 運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

第 41 条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意が必要とする。

### 第 13 章 各種委員会

第 42 条 この会に次の委員会を置く。

1. 校外委員会  
児童の校外生活の指導並びに保安活動（児童の安全に係わる活動）を行い、地域との教育環境の向上に努める。
  2. 学年学級委員会  
学級学年の保護者と教職員が協力し、学級および学年の活動を行う。
  3. 広報委員会  
この会の活動状況を会員や地域に知らせるための広報活動を行う。
- 以上のほか、運営委員会が必要と認めた場合、各種委員会を置くことができる。  
なお、各種委員会の活動にあたっては委員会間での相互協力体制により活動を進めることができることとする。

第 43 条 各委員会の委員の選出および任期は、細則で定める。

### 第 14 章 細 則

第 44 条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第 15 章 改 正

第 45 条 この規約は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の同意があれば改正することができる。

### 付 則

第 46 条 この規約は、昭和 54 年 3 月 24 日より施行する。

昭和	55年	5月	17日	.....	一部改正
昭和	56年	3月	25日	.....	一部改正
昭和	57年	5月	22日	.....	一部改正
昭和	59年	5月	8日	.....	一部改正
昭和	60年	2月	25日	.....	一部改正
昭和	62年	5月	14日	.....	一部改正
平成	元年	5月	14日	.....	一部改正
平成	4年	11月	26日	.....	一部改正
平成	6年	1月	13日	.....	一部改正

平成	9年	6月	5日	.....	一部改正
平成	11年	3月	12日	.....	一部改正
平成	11年	12月	4日	.....	一部改正
平成	14年	6月	3日	.....	一部改正
平成	15年	6月	9日	.....	一部改正
平成	26年	4月	1日	.....	一部改正
平成	29年	12月	6日	.....	一部改正
平成	30年	2月	17日	.....	一部改正
令和	4年	2月	18日	.....	一部改正
令和	5年	2月	3日	.....	一部改正
令和	6年	2月	8日	.....	一部改正

以上